

日助発 132 号

2025 年 10 月 29 日

自由民主党

政務調査会長 小林 鷹之 様
組織運動本部長 新藤 義孝 様

公益社団法人日本助産師会
会長 高田 昌代



要 望 書

公益社団法人日本助産師会は、助産師職の専門団体として、次代を担う子ども達を安心して産み育てられる社会をめざし、妊娠・出産・育児に対する支援および女性の健康支援に対する活動を行っております。

予算・税制に関する要望事項

1. 地域で活動を始める助産師のための地域助産師研修制度を構築されたい。
2. 妊婦等包括支援相談事業の妊娠期の相談回数の拡充と助産師の活用を図られたい。
3. 産後ケア事業における「きょうだいや 4 か月以上の児を受け入れる施設」への加算額の増額を図られたい。

【要 望 理 由】

1. 地域で活動を始める助産師のための地域助産師研修制度を構築されたい。

少子化の進行により、妊娠・出産・育児を取り巻く環境は多様化し、地域における切れ目のない支援体制の整備が求められています。その中核を担う助産師は、病院にとどまらず、産後ケア事業など地域での支援活動へと役割の拡大が期待されています。しかし、地域で活動する助産師の育成体制は十分ではなく、特に産後ケア事業の担い手が全国的に不足しています。さらに、今後出産施設の集約化が加速化すれば、地域での妊娠期・育児期の女性やその家族へのケアはさらに必要度を増すと考えられます。

一方、病院勤務の助産師には、母子支援に関する高い専門性と経験を有する人材が多く存在しますが、地域での母子訪問等の経験が乏しい現状があります。また、地域に潜在助産師も多くいることがわかっております。これらの助産師が地域活動に円滑に移行できるよう、必要な知識・技術を体系的に学ぶ研修制度の構築が急務です。

妊娠期から産後・育児初期までの一貫した支援により、母子の安心感や育児不安の軽減、さらに施設助産師の質の向上と意欲の向上にもつながることから、地域助産師研修制度構築への補助金創設を強く要望します。

資料

1) 助産師の専門性発揮のあり方に関する実態調査 報告書 2023 年 3 月

https://www.nurse.or.jp/nursing/home/publication/pdf/report/2023/josan_report2023.pdf

2. 妊婦等包括支援相談事業の妊娠期の相談回数の拡充と助産師の活用を図られたい。

地域で活動する助産師は、現在、母子保健事業の一環として、新生児訪問・乳児家庭全戸訪問や産後ケア事業を担っています。しかし、分娩を取り扱う助産師を除き、妊娠期から産後まで一貫した相談支援を行う枠組みは十分に制度化されていません。

子ども家庭庁が行っている「妊婦のための支援給付」と連動した「妊産婦等包括相談支援事業」は、妊娠期からの支援体制を強化する好機です。本会としては、これに加え、妊娠期の相談回数を拡充し、助産師による相談を複数回制度化することを要望いたします。妊娠期に 2 回ではなく、妊娠期・出産直後・産後数か月といった複数のタイミングでの訪問・相談を可能とすることで、助産師が継続的に支援を行い、妊婦の心身の変化に応じた適切な支援が可能となります。

また、地域の助産師に包括支援事業の一部を委託する仕組みを導入することで、助産師が妊娠期から産後まで切れ目のない支援を提供できる体制が整います。チケット制の導入により、妊婦は自ら信頼できる助産師を選択し、必要な時期に何度でも相談できる柔軟な仕組みとすることが望まれます。

さらに、近年、産科医療機関の集約化が進む中、地域における妊婦や家族への身近な支援体制の必要性は一層高まっています。地域助産師が継続的に関わることで、医療機関での診療と生活支援の間をつなぐ役割を果たし、女性やその家族にとって妊娠期から産後にわたる切れ目のない支援体制の構築につながります。

助産師による継続支援の強化は、妊婦の不安や孤立感の軽減、妊娠期・産後うつ予防、産後の自殺の防止、そして安心して子育てを始められる地域づくりに寄与するものです。こうした視点から、妊婦等包括支援相談事業の制度設計において、助産師の活用と妊娠期相談の拡充を早急に検討いただきたく要望いたします。

資料：

1) 妊産婦への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施(妊婦等包括相談支援事業・妊婦のための支援給付) <https://www.cfa.go.jp/policies/shussan-kosodate>

3. 産後ケア事業における「きょうだいや4か月以上の児を受け入れる施設」への加算額の増額を図りたい。

現在、産後ケア事業において、きょうだい児や4か月以上の児を受け入れた場合の加算額は1施設あたり182,900円とされています。しかしながら、きょうだい児がいる場合には、その子どもの安全確保と生活環境の調整が必要であり、母親のケアに加えて、きょうだい児の見守りや安全管理を行うための人的配置が欠かせません。また、4か月以上の児については、発達段階に応じた遊びや運動支援、生活リズムの調整など、乳児期前半とは異なる専門的な支援が求められます。

産後ケア事業の目的が「母親への育児支援」であることを踏まえれば、これらの支援を適切に実施するためには、母子一組に対し、少なくとも1名の職員を追加配置することが必要です。助産師であれば時給2,000円程度、保育士であっても1,500円程度が相場であり、現行の1施設あたり182,900円加算では人件費を十分に賄うことができません。そうなれば、受け入れ回数が多くなればなるほど赤字経営となってしまいます。

施設の安全管理と質の高いケアの継続を保障するため、きょうだいや4か月以上の児を受け入れる際の加算額については、実際の人件費水準を踏まえた増額を強く要望いたします。

以上